

番号	1. ①
項目	勝山通り、玉造筋の歩道を早期に拡張すること。当面、ガードレールの設置、電柱の移動を行うこと。
<p>(回答)</p> <p>ご要望の勝山通と玉造筋においては、道路用地を新たに買収して道路を拡幅する都市計画道路の整備計画がありますが、いずれも現時点では事業に着手できていない事業未着手の路線となっております。</p> <p>大阪市では、平成 28 年 9 月に当面 10 年間の都市計画道路の整備見通しを示す「都市計画道路の整備プログラム(以下、「プログラム」)」を策定し、令和 4 年 3 月には整備進捗を反映した「プログラム」の中間見直しを行いました。現在、この中間見直し後の「プログラム」に沿って事業中路線の整備を優先的に進めるとともに、事業未着手の路線の中でも優先度が高い 6 路線については、令和 7 年度までの事業着手へ向け取り組む路線としてお示ししております。勝山通線はこの 6 路線の一つであり、令和 7 年度までの事業着手に向けた取り組みを進めております。</p> <p>また、上記 6 路線以外の着手時期は未定ですが、平成 25 年に長期未着手の都市計画道路の見直しを行い、計画を存続することとした路線（玉造筋線含む）については、概ね 30 年での着手を目指すこととしております。</p>	
担当	建設局 道路河川部 街路課 電話：06-6615-6753

番号	1. ②
項目	消えている道路の白線を引き直し、信号機を歩行者に安全な歩車分離方式や歩行者横断時間の延長などの改善を大阪府に進言すること。
<p>(回答)</p> <p>本市では、市民の皆様が道路を安全・安心に通行していただけますよう、道路の維持管理に必要な予算を計上のうえ、本市が管理する白線につきまして、適宜良好な状態になるよう努めてまいります。</p> <p>また、公安委員会が所管する横断歩道などの交通の規制及び指示に関する白線につきましては、引き続き大阪府警察と情報共有するなど、連携して取り組んでまいります。</p>	
担当	建設局 道路河川部 道路課 道路維持担当 電話：06-6615-6801 建設局 東部方面管理事務所 田島工営所 電話：06-6751-5000

番号	1. ③
項目	15分間隔で、区内を巡回するコミュニティーバスを運行すること。
<p>(回答)</p> <p>天王寺区では、区内の主要施設まで急勾配の坂道があり高低差が大きい下寺町地域について、平成29年7月1日から、近鉄バス株式会社と天王寺区役所との共同事業により、近鉄大阪上本町駅とあべのハルカスを結ぶ「あべの・上本町シャトルバス」南行きの一部の便を、松屋町筋経由に変更しました。</p>	
担当	天王寺区役所 企画総務課（事業戦略室） 電話：06-6774-9910

番号	1. ④
項目	自転車運転者のマナーも含め、歩行者の安全を優先する自転車通行の施策を講ずること。
<p>(回答)</p> <p>「自転車運転者のマナーについて」</p> <p>大阪市では、自転車マナーやルールの啓発につきまして、安全な通行への取組みとして、「人優先」の交通安全思想の下、「第11次大阪市交通安全計画」を策定し、交通安全策の推進に取り組んでおります。</p> <p>具体的には、幼児期から高齢者まで、ライフステージに応じた学習を通じて、交通安全のルールやマナーを身につけるための交通安全教室や自転車安全運転講習会等を、大阪府警察と連携して各区において実施しています。</p> <p>ほかにも、交通ルールの遵守と交通マナーを習慣づけるため、各季に実施される交通安全運動期間において、ポスター掲示、チラシ配布に加え、交通安全キャンペーンや交通安全啓発を実施しています。</p> <p>自転車のマナーについては、「自転車安全利用五則」において示されている「車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先」に則り、大阪府警察、大阪府と連携して、自転車利用者が守るべき基本的な交通ルールについて啓発を行っています。</p> <p>今後とも引き続き、効果的な自転車の安全対策について検討し、交通安全ルールの遵守や自転車の危険走行の防止など、警察や区役所等と連携の上、啓発活動を推進してまいります。</p> <p>「歩行者の安全を優先する自転車通行の施策について」</p> <p>本市の自転車通行環境整備は、「歩行者の安全確保を第一に、自転車の安全性・快適性を確保すること」等を目的に、まずは、大阪市内の周辺部より事故発生頻度の高い市内中心部(北区・福島区・西区・中央区・浪速区・天王寺区)の幹線道路において、自転車交通量や自転車関連事故の多い路線を選定し、緊急対策として、青矢羽根、自転車マーク及び矢印等の路面表示を連続的に設置する環境整備に取り組んでおり、令和6年度の整備完了をめざしております。</p> <p>天王寺区付近におきましては、赤川天王寺線(上町筋)、恵美須町城東線(玉造筋)、大阪和泉南線(谷町筋)、天王寺方面東西33号線、大阪八尾線(長堀通)で自転車通行環境整備として、青矢羽根、自転車マーク及び矢印等の路面表示を連続的に設置しており、今後、大阪枚岡奈良線(千日前通)、天神橋天王寺線(松屋町筋)での整備を進めてまいります。</p> <p>今後も、限られた道路空間の中で道路の利用状況に適した整備形態を選定し、安全な自転車通行空間の確保に努めてまいります。</p>	
担当	市民局 区政支援室 地域安全担当 電話：06-6208-7317 建設局 道路河川部 道路課 交通安全施策担当 電話：06-6615-7699

番号	2. ①
項目	特養ホームを増設すること。
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、3年毎に大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定しており、令和6年度～令和8年度までを計画期間とする現計画では、特別養護老人ホームの整備目標の定員数を令和8年度末で14,900人分に設定しております。</p> <p>令和6年6月1日現在、大阪市所管の特別養護老人ホームは169施設、14,610人分が開設されているところです。天王寺区は2施設123人分が開設されています。また、1施設100人分が整備着工中です。</p> <p>今後とも、高齢者の方々のニーズや地域の実情を勘案しながら、計画的な整備に努めて参ります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話：06-6241-6530

番号	2. ②
項目	入浴設備を整えた複合福祉センターを建設すること。
<p>(回答)</p> <p>本市では、地域の高齢者の皆さんに健康で明るい生活を営んでいただくため、生活相談のほか、老人クラブへの援助や各種教養講座、趣味、生きがいづくり、レクリエーションなどの機会を設けることを目的とした老人福祉センターを各区に設置しています。</p> <p>また、高齢者の健康増進と孤独感の解消の一助を目的とし高齢者入浴利用料割引事業を実施しています。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 いきがいグループ 電話：06-6208-8054

番号	2. ③
項目	食事サービスを拡充できるよう援助すること。
<p>(回答)</p> <p>区内9地域では、地域活動協議会の構成団体をはじめ地域住民が協力して、コミュニティの活性化やつながりづくりに様々な活動が主体的に行われています。</p> <p>地域活動協議会の活動である高齢者食事サービスでは、地域の一人暮らしの高齢者や高齢者世帯の方を対象とし、利用者の健康増進と地域社会とのつながりづくりを深め、安心して暮らせる地域づくりに取り組まれています。</p> <p>天王寺区としましても、地域活動協議会による自律的な地域運営を促進するために活動を支援するとともに、地域のつながりづくりのための活動を支援してまいります。</p>	
担当	天王寺区役所 市民協働課（地域活動の支援） 電話：06-6774-9734

番号	2. ④
項目	高齢者見守り事業を拡充すること。
<p>(回答)</p> <p>(地域包括ケア推進課)</p> <p>本市では心身の障がいなどにより食事の確保が困難な高齢者の方に対して、食事を配達する機会を通じて、安否を確認する生活支援型食事サービス事業を行っております。</p> <p>また、高齢者の世帯が地域社会の中で、自立して安全かつ快適な生活ができるよう、その在宅生活を支援するため、手すりの設置等安全で快適な設備・設計を行うとともに、安否確認等の在宅支援を行う生活援助員が配置されたケア付住宅を運用しており、令和6年度からは毎年募集する市営住宅の福祉目的住宅募集において、冷蔵庫扉やトイレ扉等に設置して24時間以上開閉がなければ異常を検知するICT見守り機器を住宅に設置し、異常を検知した際にはあらかじめ登録いただいた連絡先や入居者本人へ連絡し、必要に応じて訪問のうえ安否確認を行う「見守り付住宅」を新たに募集しております。</p> <p>また、認知症の人が行方不明となった場合に、早期発見・保護につなげるための仕組みづくりとして、事前に登録された協力者にメールで行方不明者の氏名・身体的特徴等の情報を一斉送信し、捜索の一助とする「認知症高齢者等見守りネットワーク事業」を平成27年度から実施しています。</p> <p>なお、保護された認知症の人が速やかに身元判明に至るよう、連絡先等を記載した衣服などに貼付するシール等を配付するなど、身元不明対策の強化にも取り組んでいます。</p> <p>引き続き高齢者等が安心して生活できるよう努めて参ります。</p> <p>(地域福祉課)</p> <p>大阪市では平成27年度より「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を開始し、各区社会福祉協議会に福祉専門職のワーカーを配置した「見守り相談室」を設置し、要援護者を地域の見守り等につなぐとともに、見守り活動を行う地域団体への支援を行っています。</p> <p>また、自ら支援を求める状態にない要援護者に対してねばり強くアウトリーチを行い、関係部署、関係機関と連携し、必要な支援につなぐなどの取り組みを行っています。</p> <p>ライフライン事業者等が日常業務の中で、支援を必要とされている方を発見した場合は、区役所等へ連絡してもらうよう連携協定も締結しており、連絡があった時は、区役所と見守り相談室が連携し、安否確認を行っています。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（地域包括ケアG） 電話：06-6208-9995 福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（認知症施策G） 電話：06-6208-8051 福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7954

番号	2. ⑤
項目	地域の老人憩いの家を活用拡大できるように指導すること。
<p>(回答)</p> <p>老人憩の家等の地域集会施設は、地域の方々が地域課題の解決に向けて話し合い、自主的に様々な活動を進めていくための地域運営・地域活動の拠点施設として活用されています。</p> <p>本市では、今ある地域集会施設を地域活動の場として継続して活用していただくために、従来より、老朽化により維持管理上著しく支障があると認められる場合の改修工事に対して、補助を行うこととしております。</p> <p>さらに、老朽化が著しく進んできた施設が多くなってきたことから、令和2年度には、将来にわたり地域運営や地域活動の拠点の確保を支援するため、建替えに対する補助制度を創設しました。建替えに対する補助は、校区等地域（概ね小学校区）あたり1施設とし、耐用年数を超過した施設について、行うこととしています。なお、耐用年数は、木造、非木造の構造ごとに一律に設定しております。</p> <p>地域集会施設の管理については、地域の方で運営されております。</p> <p>今後とも、地域課題の解決に向け、地域による自律的な活動がより一層進みますよう支援してまいります。</p>	
担当	天王寺区役所 市民協働課（地域活動の支援） 電話：06-6774-9734

番号	2. ⑥
項目	緊急通報システムやGPS機器貸出などの高齢者施策事業を広く知らせること。
<p>(回答)</p> <p>緊急通報システムやGPS機器貸出などの高齢者施策事業の周知に当たりましては、これまでも本市ホームページをはじめ、高齢者がよく目にする介護保険パンフレット(ハートページ)、くらしの便利帳等へ掲載し、区役所等や関係機関への周知依頼を行っており、引き続き広く事業周知が図られるよう努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 (地域包括ケアG) 電話 : 06-6208-9995 福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 (認知症施策G) 電話 : 06-6208-8051

番号	3. ①
項目	区保健福祉センターの役割を強化し、活動を拡充すること。
<p>(回答)</p> <p>この間の新型コロナウイルス感染症対策の経験も踏まえ、将来の大規模感染症にも対応可能な地域保健体制について検証し、引き続き1保健所、24区保健福祉センター体制のもと、双方が連携・役割分担をしながら機能強化を図っていくことといたしました。</p> <p>今後も各区保健福祉センターと保健所の役割分担と相互連携のもと、本市公衆衛生施策の充実に努めてまいります。</p>	
担当	天王寺区役所 保健福祉課（健康推進） 電話：06-6774-9863

番号	3. ②
項目	無料低額診療機関を増やすこと。
<p>(回答)</p> <p>無料低額診療事業は、社会福祉事業としての届出を自主的に行った病院や診療所などの医療機関が、生計の困難な方のために無料又は低額な料金で診療を行う事業であり、医療機関において生計困難の要件に該当するかを確認するとともに、生活保護による医療扶助でない場合は、診療費の免除・減免について、医療機関がその経費を負担して実施されているものです。</p> <p>国は、無料低額診療事業について、「社会情勢等の変化に伴い、必要性が薄らいでいるので、抑制を図るものであること。(平成13年7月23日社援発第1276号厚生労働省社会・援護局長通知)」としております。</p> <p>本市では、国の動向を注視しつつ、新たな届出があった場合には要件を確認のうえ受理しており、現在49医療機関となっております。</p>	
担当	福祉局 総務課 (法人監理グループ) 電話：06-6241-6540

番号	3. ③
項目	<p><u>特定健診、ガン健診率を向上させる抜本的な手立てを講ずること。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市国民健康保険では、特定健康診査の受診率向上の啓発について、対象となる全ての方に受診券、国保健診ガイド（パンフレット）、お住まいの区の取扱医療機関・集団健診会場一覧を送付し、受診を勧奨しています。</p> <p>また、特定健診とがん検診のセット受診を促進するとともに、平成30年度から、特定健診基本項目を充足する1日人間ドックの自己負担額の引下げや無料対象年齢の拡充を行うことにより、受診率の向上を図っています。</p> <p>令和2年度からは、不定期の受診者等に対して、健診結果、健診履歴等のデータからグループ分けを行い、グループ特性に応じた効果的なメッセージを掲載したはがきによる受診勧奨を行い、令和4年度からは未受診者に対して、携帯電話へSMSによる受診勧奨を行っています。</p> <p>令和5年度からは、大阪府医師会と連携したかかりつけ医による受診勧奨を実施し、令和6年度からは、1日人間ドックの無料対象年齢の方全員に受診勧奨通知を送付するとともに、特定健康診査受診者におおさか健活マイレージ「アスマイル」の国保ポイントに加えて大阪市ポイント（1,000ポイント）を付与します。</p> <p>これまでも受診率の向上に向けて、様々な方策を実施しているところですが、その効果についての分析や評価を行い、より効果的な受診勧奨となるよう検討を進めてまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保健事業） 電話：06-6208-9876

番号	3. ③
項目	<p>特定健診、<u>ガン健診率を向上させる抜本的な手立てを講ずること。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>がん検診の受診率向上に向けては、より効果的な周知・啓発を行うため、本市のがん検診受診要件を備える国民健康保険加入者に対し、担当部署と連携し次の取組を行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の年齢の国民健康保険加入者に対し、胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん検診の個別受診勧奨を行っております。 ・子宮頸がんの罹患率が高まる若年層の女性の国民健康保険加入者に対し、子宮頸がん検診の個別受診勧奨を実施しております。 <p>また、特定年齢市民に対する胃がんや前立腺がん検診の個別受診勧奨と、20歳及び40歳の女性市民への子宮頸がん(20歳)・乳がん(40歳)検診無料クーポン券の送付を実施しております。</p> <p>さらに今年度、市民の健康意識を高め、がん検診の受診行動を促すため「大阪・関西万博『いっとこ！がん検診キャンペーン』」を実施しております。その取組の一つとして、近年40代50代女性の罹患が増加傾向にある乳がんについて、41歳から59歳までの大阪市国民健康保険に加入されている女性の方を対象に、乳がん検診(マンモグラフィ)無料クーポン券を送付しております。また、同キャンペーンでは、おおさか健活マイレージ「アスマイル」を活用し、令和6年4月以降に大阪市がん検診を1種類以上受診された方に、電子マネーに交換可能な「大阪市ポイント」1,000ポイント(1,000円相当)をプレゼントし、受診促進に努めております。</p> <p>今後も、これまでの取組による効果の検証を行い、より効果的な周知・啓発を行うなど、更なる受診率の向上に努めてまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9969

番号	4. ①
項目	保育所を増設し、未就学児の待機児童を解消すること。
<p>(回答)</p> <p>本市では、待機児童を含む保育を必要とする全ての児童の入所枠を確保するため、認可保育所の整備等を計画的に進めております。なお、認可保育所の新設等の整備計画策定に際しては、既存保育施設等の定員や入所申込み状況等も考慮しており、当該計画に基づき、必要な保育施設等の整備を行っております。</p>	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 環境整備G 電話：06-6208-8126

番号	4. ②
項目	民間の学童保育への支援を拡充し、市立の学童保育所を設置すること。
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、昭和44年以来、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を主な対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るため、民設民営で実施されている事業へ補助金の交付を行う留守家庭児童対策事業を実施しております。</p> <p>一方、近年の少子化・核家族化・夫婦共働きの一般化による子どもたちを取り巻く環境の変化に対応するため、留守家庭の子どもに限らず、すべての小学生に放課後等の安全・安心な遊び場・居場所を提供し、その健全な育成を図ることを目的として、平成4年度から小学校の余裕教室を活用した児童いきいき放課後事業を開始し、現在では市内の全市立小学校で実施しております。</p> <p>本市の放課後児童施策については、大阪市内の全ての小学校区で実施する児童いきいき放課後事業を中心に進めていくこととしており、それぞれの地域ニーズに応じたサービスが提供できるよう運営主体について公募により選定するとともに、時間延長など事業内容の充実を図っているところです。</p> <p>その上で、留守家庭児童対策事業については、児童いきいき放課後事業の補完的役割として民設民営で実施されている放課後児童クラブ（学童保育所）に対して補助を継続しており、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の開始にあたり、大阪市でも国の基準単価の改訂や制度変更にともない、運営費や開設時間延長加算、開設日数加算、障がい児受入加算等の基準を引き上げるとともに、令和6年度からは、新たに常勤の放課後児童支援員を2名配置した場合の運営費基準を設けるなど、補助金の拡充を行っているところです。</p>	
担当	こども青少年局 企画部 青少年課 電話：06-6684-9559

番号	4. ③
項目	五条小学校、真田山小学校の大規模化を解消すること。
<p>(回答)</p> <p>学校配置の適正化の取組みは、大阪市適正配置審議会における平成 22 年 2 月「今後の学校配置の適正化の進め方について (答申)」を起点とし、児童の良好な教育環境の確保、教育活動の充実を図ることを目的として、大阪市立学校活性化条例、大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則及び学校配置の適正化の推進のための指針に基づき、学校配置の適正化を推進することとされ、小学校の適正規模は 12 学級から 24 学級までと定められています。</p> <p>天王寺区では、今後も教育委員化事務局と連携を図りながら、今後の学級数や児童数の推移などを注視し、適正配置の取組について検討をすすめてまいります。</p>	
担当	天王寺区役所 市民協働課 (教育文化) 電話 : 06-6774-9743

番号	4. ④
項目	子どもの医療費の窓口負担（一医療機関500円）をなくして無料にすること。
<p>(回答)</p> <p>本市のこども医療費助成制度は、大阪府の補助金交付要綱のもと実施しており、対象の方が医療機関を受診した際、保険診療が適用された医療費の自己負担の一部を助成しています。本市のみで一部自己負担額を軽減することは、給付の仕組みそのものに関わるものであること、また、本市の財政収支概算では試算期間を通じて収支不足が生じる見込みであることから、困難であると考えますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>本市といたしましては、従前から大阪府市長会を通じて、国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行っています。</p>	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 医療助成G 電話：06-6208-7971

番号	4. ⑤
項目	子どもの虫歯治療率を向上させること。
<p>(回答)</p> <p>現在、本市では母子保健法に基づく1歳6か月児及び3歳児健康診査において、幼児歯科保健個別指導を実施し、う蝕の罹患（むし歯）の可能性が高いと診断された幼児とその養育者を対象に、歯科医師の指示に基づき歯科衛生士が、歯の清掃方法やう蝕予防のための間食等について具体的な指導を行っています。</p> <p>また、1歳6か月児及び3歳児健康診査受診者のうち、フッ化物塗布を希望する者に対して、歯科医師の指示により、歯科衛生士が、原則として、フッ化ナトリウム等を使用し、綿棒法（場合により歯ブラシ法）によって塗布することにより、積極的にう蝕の予防を図っています。</p>	
担当	こども青少年局 子育て支援部 管理課 母子保健G 電話：06-6208-9966

番号	4. ⑤
項目	子どもの虫歯治療率を向上させること。
<p>(回答)</p> <p>大阪市立の小中学校及び義務教育学校においては、学校保健安全法に基づき、毎年実施している健康診断において、学校歯科医による歯科健診を行い、検診結果については、各学校で把握し、児童生徒及びその保護者に対して通知するとともに、歯みがきや食生活などの生活習慣についても詳しくお知らせすることで、児童生徒等の口腔衛生について、家庭への啓発を図るなど、取り組んでいるところです。</p> <p>また、検診の結果、治療が必要な児童生徒には、学校から「歯・口の健康診断結果のお知らせと受診のおすすめ」を発行し、受診するよう勧奨を行い、受診後は各医療機関が発行した受診証明書を保護者から学校に提出することで、受診状況の把握を行い、未提出の児童生徒等については、引き続き保護者に受診を促しています。</p> <p>さらに、定期健康診断未受診の児童生徒への対応について、各学校においては、学校歯科医が歯科健診を随時実施するなどの対応を行うとともに、教育委員会においては、各学校に受診状況の調査などを行っております。</p> <p>引き続き、児童生徒等の歯と口の健康のため、学校歯科保健事業に取り組んでまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141

番号	4. ⑥
項目	一人親家庭への援助、子どもへの虐待やヤングケアラーをなくす施策を講ずること。
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援のほか、ひとり親家庭をサポートする体制の充実など、ひとり親家庭のみなさんが安心して子育てをしながら働き、こどもたちがすこやかに育つことができるよう、総合的な施策を進めています。</p> <p>また、ひとり親家庭の方に対し、就職等に関する制度などの情報を提供するとともに、きめ細かな相談支援を行う専門の相談員である「ひとり親家庭サポーター」の相談窓口を24区で開設しております。具体的な相談内容として、ひとり親家庭自立支援給付金（ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金・ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業・ひとり親家庭専門学校等受験対策給付金事業）の事前相談・申請受理、就業や生活に関する相談支援、離婚前の相談や養育費確保のための相談等を行っております。</p> <p>こどもへの虐待防止対策については、発生を予防し、早期に発見・対応するために、区保健福祉センター、プロスポーツチーム、民間企業等と連携して、子育て家庭をはじめ、地域住民やこどもに関わる関係機関など、広く市民に対して、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン等を通じて、児童虐待の防止に向けた積極的な啓発活動を行っているところです。</p> <p>また、こどもや保護者を対象としたSNSを活用した児童虐待相談事業（親子のための相談LINE）や、子育てに不安や負担を抱える家庭に訪問支援員を派遣し家事・育児を支援する家事・育児訪問支援事業、特定妊婦等の相談に応じ関係機関と連携して妊娠早期からの切れ目ない包括的な支援を行う産前・産後母子支援事業などを実施するとともに、各区要保護児童対策地域協議会の機能を活用し、地域のさまざまな関係機関や民生委員・児童委員、主任児童委員をはじめとする支援者とのネットワークの強化に取り組んでいるところです。</p> <p>今後も引き続き、関係機関との連携及び情報共有を図りながら、こどもへの虐待防止対策に取り組んでまいります。</p>	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8034 こども青少年局 子育て支援部 管理課 児童支援対策G 電話：06-6208-8355

番号	4. ⑦
項目	子ども子育てプラザ事業を拡充すること。
<p>(回答)</p> <p>子ども・子育てプラザ（子育て活動支援事業、ファミリー・サポート・センター事業、地域子育て支援拠点事業の3事業）は、子育て家庭や地域の子育て活動を支援することを通じて、家庭や地域の子育て機能を高め、次代を担う子どもの健やかな育成を図るとともに、乳幼児期の親子や子育て支援関係者、就学期のこどもたちが集い交流する機会の提供と地域における子育ての相互援助活動の支援を行い、もって地域福祉活動の推進を図ることを目的としています。</p> <p>子ども・子育てプラザは、区における子育て支援の中心となる拠点であり、子育て情報の収集と効果的な提供、子育て中の親子の支援（親子イベントの開催や子育て相談等）をはじめ、区の子育て支援室と連携し、地域の子育てサロンやサークル、他の子育て支援関係機関との協働を通じて、地域コミュニティの形成と主体的な地域ネットワーク体制の整備に取り組んでおります。</p> <p>今後とも多様化する子育てニーズに対応できるよう、区役所及び地域の子育て支援機関と協力しながら、地域全体で子育てを支える環境づくりに努め、より一層の子育て支援環境の充実を図ってまいります。</p>	
担当	こども青少年局 子育て支援部 管理課 子育て支援G 電話：06-6208-8112

番号	4. ⑧
項目	無料か低額の学習塾を拡充すること。
<p>(回答)</p> <p>天王寺区では、小・中学生の基礎学力の向上および学習習慣の形成を図るため、区内在住の小学5年生から中学3年生を対象とした「天王寺塾」を開講しております。</p> <p>「天王寺塾」は、大阪市習い事・塾代助成カード（以下「カード」という。）が利用できることから、カードを利用される方は、実質無料となります。</p> <p>なお、大阪市では令和6年10月利用分から所得制限を撤廃することとし、市内在住のすべての小学5年生から中学3年生がカードの対象となりますので、今後は大阪市習い事・塾代助成事業に登録している民間の学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室など（オンライン学習塾などを含みます）の学校外教育にかかる費用については、月額1万円を上限に助成されることとなります。</p>	
担当	天王寺区役所 市民協働課（教育文化） 電話：06-6774-9743

番号	4. ⑨
項目	<u>子ども食堂、フードバンクの事業を援助すること。</u>
<p>(回答)</p> <p>子ども食堂等のこどもの居場所（以下、「こどもの居場所」といいます。）への支援については、平成30年度より、こどもの貧困対策関連事業として、地域でこどもの貧困などの課題解決に取り組む団体等（以下、「活動団体」といいます。）と活動団体を支援する意向のある企業等（以下、「支援企業」といいます。）をつなぐネットワークを構築し、地域における取組の活性化と、社会全体でこどもを育む機運の醸成を図ることを目的とした「こども支援ネットワーク事業」を実施しており、ネットワークの事務局を担っている大阪市社会福祉協議会へ運営補助を行っています。</p> <p>本事業では、活動団体や支援企業の情報発信、定期的なミーティングによる活動団体・支援企業相互の情報共有、活動団体の従事者を対象とする研修の実施、支援企業からの物資提供等による支援の仲介、活動団体でのボランティア活動の仲介、新たな活動団体の開拓・支援等の取組みを行っています。そして、本事業の取組みによる効果が相互に影響を及ぼすことにより、地域における活動の深化を図ることとしており、こどもの居場所が安定的に運営されるよう支援しています。</p> <p>令和元年度からは、安心してこどもの居場所の活動に取り組んでいただけるよう「こども支援ネットワーク」に加入された活動団体に対して、こどもの居場所での万一の事故に対応した保険への加入料を本市が全額支援するとともに、令和3年度より、本人の不注意によるけがなど、利用者を対象とした補償内容を拡充してきたところです。</p> <p>また、必要な地域にこどもの居場所を充足させることを目的として、令和4年度から、本市が指定する地域にこどもの居場所を開設する活動団体に対し、開設にかかる備品等の購入経費を補助する「大阪市こどもの居場所開設支援事業」をモデル実施し、令和5年度から令和6年度にかけて、全区展開による本格実施を行っています。</p> <p>引き続き、活動団体の主体性を大切にしながら、「こども支援ネットワーク」を通じて、こどもの居場所が安定的に運営され、安心して活動に参加できるような環境づくりに取り組んでまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	こども青少年局 企画部 企画課 こどもの貧困対策推進G 電話：06-6208-8153

番号	4. ⑨
項目	子ども食堂、 <u>フードバンクの事業を援助すること。</u>
<p>(回答)</p> <p>本市では、食品ロス削減のため、「フードドライブ」に取り組んでいます。</p> <p>具体的な取組としては、本市と「フードドライブ回収事業にかかる協定書」を締結している事業者の店舗等や区役所（一部を除く）あわせて70か所（令和6年6月20日現在）において、ご家庭で余った食品を回収しています。回収した食品は、本市と「フードドライブ連携実施にかかる協定書」を締結している事業者を通じて、大阪市内にある福祉団体や生活支援を必要とする個人等に無償で譲渡しています。</p> <p>このほか、コンビニエンスストア等28か所（令和6年6月20日現在）でもフードドライブを行っており、フードドライブの受付場所は本市ホームページ（https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000537035.html）に掲載しています。</p> <p>本市は、今後も引き続き、食品ロス削減に向けて、フードドライブを推進してまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	環境局 事業部 家庭ごみ減量課 電話：06-6630-3259

番号	5. ①
項目	市営住宅を増設すること。当面、空き家を減らして入居定員を増やすこと。
<p>(回答)</p> <p>本市では、市営住宅の供給につきましては、住宅施策の重要な柱の一つと位置づけ取り組んでまいりました。その結果、市営住宅の管理戸数は約 11 万戸と、住宅総数に占める比率は政令市でもトップの水準となっております。</p> <p>今後の整備につきましては、現在ある住宅ストックを良好な社会的資産として有効活用していくことが重要であると考えており、「大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、建替事業等を効果的・効率的に進めてまいりたいと考えております。</p> <p>市営住宅の空き家については、法令において、災害や公共事業等の場合を除き、公平に入居の機会を得られるよう公募（抽選）により入居者を決定しており、例年、2月・7月の定期募集、5月の福祉目的募集、11月の親子近居等募集などの期間を定めた募集を行っているほか、様々な事情により速やかに住宅の確保を必要とされる方を対象に随時募集を行っております。</p> <p>また、当選後に辞退等があった住宅については、速やかに直近次回の入居者募集を行う等、空き家が発生してから次の方が入居するまでの空き家期間を短くし、市営住宅を必要とされている多くの市民の方にできる限り早期に住宅を提供するよう努めております。</p>	
担当	都市整備局 住宅部 建設課（建設設計） 電話：06-6208-9242 都市整備局 住宅部 管理課 入居契約担当 電話：06-6208-9264

番号	5. ③
項目	<p><u>マンションの増設については、学校・保育園・公園などの不足や過密化にならないようにすること。高層マンションにあたっては、自家発電、水槽の設置などを付帯条件にして、災害時に強い住宅にすること。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、建築物と公共・公益施設との均衡、調整を図ることを目的として、「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領」に基づき、一定規模以上の建築物の計画について、事業者に対し、建築確認等の法令手続に入る前に道路、上下水道、消防、公園、緑地、教育、環境などの所要の事項について、関係各課と十分協議し、適切な措置を講じるよう指導しております。(大規模建築物事前協議制度)</p> <p>一定規模以上の建築物とは、住宅の用に供するもので、戸数が70戸以上のもの、建設計画の区域が2,000㎡以上で、かつ建築物の地上高さが10m以上のもの、建築物の延床面積が5,000㎡を超え、かつ階数が6階以上のものが対象となります。</p> <p>これら対象の建築物のうち、建築物の用途が共同住宅の場合は、大規模建築物事前協議制度の中で、公園等の公共施設に関する事項のほか、義務教育施設に関する調整や保育需要の増加に対応した保育施設等の整備についても、関係各課と協議をしていただくこととなります。</p> <p>(下線部についての回答)</p>	
担当	計画調整局 開発調整部 開発誘導課 電話：06-6208-9287

番号	5. ④
項目	移動図書館を南方面にも設置すること。
<p>(回答)</p> <p>自動車文庫（移動図書館）の巡回場所は、市立図書館や他の巡回場所から一定の距離があることを条件として設置しており、現時点で天王寺区への巡回場所の新設は考えておりません。なお、阿倍野図書館（阿倍野区阿倍野筋4丁目19-118）や自動車文庫巡回場所である高松公園（阿倍野区天王寺町北3丁目17）が天王寺区南部方面に比較的近いいため、こちらでもご利用ください。</p>	
担当	教育委員会事務局 中央図書館 利用サービス担当 電話：06-6539-3317

番号	5. ⑤
項目	図書館のトイレは洋式に改めること。
<p>(回答)</p> <p>ご要望いただいております内容につきましては、大規模な改修が必要となり、費用も高額となるため、厳しい財政事情の中、早々に整備するのは難しい現状です。</p> <p>いただいたご要望を参考に、今後、設備改修などの機会をとらえて、整備を検討してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 中央図書館 総務担当 電話：06-6539-3313

番号	6. ①
項目	<p>自助や共助活動がスムーズに発揮できるよう行政として指導・助言・援助を行えるようにしておくこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>天王寺区では、地域や学校、団体、マンションへの防災出前講座の実施、地域の自主防災組織による避難所開設・運営訓練の支援、広報紙「天王寺」への防災特集記事の掲載、家具転倒防止対策の啓発等を通じて、区民の自助力・共助力の向上に取り組んでいます。また、区内事業所に対して、大規模災害発生時に保有する資源を活用いただき、地域における被災者の支援や復興等へご協力いただくよう働きかけています。</p> <p>今後も引き続き、自助・共助・公助の連携を強化して、防災力の向上に取り組んでまいります。</p>	
担当	天王寺区役所 市民協働課（安全まちづくり） 電話：06-6774-9899

番号	6. ②
項目	行政の責任で、避難誘導、避難所開設、食料支援、インフラ回復などの諸策を講ずる防災計画を作成こと。
<p>(回答)</p> <p>天王寺区では、「天王寺区防災計画」及び「天王寺区地域別防災計画」を作成し、天王寺区ホームページで周知しています。</p> <p>天王寺区防災計画 https://www.city.osaka.lg.jp/tennoji/page/0000212655.html</p> <p>天王寺区地域別防災計画 https://www.city.osaka.lg.jp/tennoji/page/0000348242.html</p>	
担当	天王寺区役所 市民協働課（安全まちづくり） 電話：06-6774-9899

番号	7. ①
項目	公園の樹木や、街路樹の伐採については、地元住民への説明会を開くなど、地元の理解を得て、行うこと。
<p>(回答)</p> <p>現在、行っている公園樹・街路樹の安全対策事業は、市民の安全・安心を目的とし、日常の維持管理では、道路・公園の安全性と快適性を維持できなくなった樹木を対象に、撤去・更新を行っており、樹木の健全育成を促す空間を確保しつつ、将来の生育を考慮した上で、可能な限り植え替えを行っております。</p> <p>本事業に関する市民の方々への周知、説明については、地域活動協議会への周知を全区で徹底するとともに、必要に応じて、その他の地域団体にも説明を行うなど、きめ細やかな周知に努めております。</p> <p>また、ホームページにおいても、本事業の趣旨・目的に加え、1本ごとの撤去理由などをまとめた対象樹木一覧表を掲載するとともに、現地の対象樹木へ工事着手の約1ヶ月前から貼り紙を行うなど、日頃、公園や道路を利用される皆様にも事前に周知できるよう取り組んでまいりました。</p> <p>今後も引き続き、本事業の必要性や実施内容につきまして、市民の皆様の理解が深まるよう、より丁寧な説明に努めながら進めてまいります。</p>	
担当	建設局 公園緑化部 緑化課 電話：06-6615-6891

番号	7. ②
項目	各公園にトイレや水道の設置を行うこと。
<p>(回答)</p> <p>公園のトイレは、来園者が公園を快適に利用するための便益施設です。一方で、屋外にあり、無人管理で、不特定多数の方が常時自由にご利用できるという特性をもった施設であることから、既存のトイレにつきましては、いたずら等により破損されるケースも多く発生しており、不具合等の発生状況に応じて修繕を行っているところです。</p> <p>公園のトイレは、その必要性や状況等を十分に精査した上で、効率的・効果的に整備する必要があると考えており、現在は、遠方からも多くの利用者が見込まれる大規模な公園のトイレにおいて、美装化と洋式化とを合わせた改修を優先的に進めています。そのため、現時点で天王寺区内において、公園のトイレを新たに設置する予定はございません。</p> <p>本市の管理する公園において設置している水道を用いた施設として、手洗場と水飲場がございます。本市では、それらの施設については社会状況や市民ニーズ、財政状況を踏まえ、魅力ある公園を効果的に整備していくため設置基準を定めています。手洗場については、砂場のある公園で遊戯後の手指等の洗浄のため、設置が望ましく、また、水飲場については、公園利用者の水分補給のために手洗場と併設されることが多くありましたが、飲料水を携行する人が増加したことから、設置しない方針としています。</p> <p>上記により、砂場のある公園においては、地元住民団体等からの要望を受けた際には周辺や利用状況等を踏まえたうえで手洗場の設置について検討してまいります。</p>	
担当	建設局 公園緑化部 公園課 電話：06-6615-6769

番号	8. ①
項目	<p>広報紙を中心に、目に見える情報を発信すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>区の情報についてはホームページだけでなく、広報紙「天王寺」にも掲載しているほか、重要な情報についてはSNSに加え、区広報板を活用するなど、デジタル・アナログの両方で発信を行っています。また、広報紙「天王寺」につきましては、必要な情報をより広く区民にお届けするため、令和5年5月号より全戸配布しております。</p> <p>今後もいただいたご意見を参考に、様々な媒体、手法により区民の皆さまに情報が行き届くよう努めてまいります。</p>	
担当	天王寺区役所 企画総務課（事業戦略室） 電話：06-6774-9683